

### ～避難施設の紹介（その5）：生活環境について（2）飲料水について～

元日に発生した能登半島地震は、浄水場が被災したことに加え配水管が広範囲に損傷したことにより、ライフラインに大きな影響がでて、1ヶ月経った1月31日時点での石川県内の断水は40,890戸も残っている状態です。（2月1日付け朝日新聞より）

被害を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地の1日も早い復興を祈念します。

さて、今回は能登半島地震の教訓から、避難施設での生活環境の中で主に「飲料水の確保」について説明します。



#### 1. 断水した場合の飲料水の確保

- 多摩東部直下地震（マグニチュード(M)7.2、最大震度7）が発生し、東玉川学園1～2丁目、成瀬台1～4丁目地域（以下、この地域と称す）が震度6弱以上になった場合、成瀬台小・中学校避難施設や各家庭で断水になる可能性があります。これに備えるため、成瀬台小・中学校避難施設には各々1基の応急給水栓が、小学校では車両門の横に、中学校では正門の横に設置されます。
- この応急給水栓は「成瀬台小・中学校避難施設運営委員会」が町田市からの委任を受けて管理運営します。小・中学校に避難されてきた避難者だけでなく、この地域の住民の皆さまが共同で使用することができますが、後述する「応急給水栓使用ルール」に従って使用いただきます。

#### 2. 応急給水栓だけでは安心できない

- この応急給水栓は、「地震に強い水道管」として東京都が設置した水道管から水が直接に流れこむ仕組みになっており、蛇口を開ければ飲料水が確保できます。
- 地震に強い水道管になったことはよいことですが、供給される水道が断水するのは、水道管の破損だけではありません。多摩川の取水口から我々の家庭に届くまでの間にある浄水場やポンプ場などのいろいろな施設を経由してくるので、これらの施設が今回の能登半島地震のように破壊されると断水になる恐れがあります。この時は応急給水栓も断水します。応急給水栓が有るからと言って必ずしも確実に飲料水が確保できるわけではありません。
- 確実に断水から命を守るためには、どうしても皆さん自身で飲料水を備蓄することが必要になります。

#### 3. 断水から命を守るために

- 人間が生きていくためには、1人1日3ℓの飲料水が必要とされています。
- 「上下水道の機能を95%回復させるのに要する日数は30日」と東京都は発表しています（「日常備蓄」で災害に備えよう）

- 2人分の飲料水30日分を自宅で備蓄すると、どの位の広さ（面積）になるのか試算したのが右表で、写真は2ℓ入りペットボトルが6本入る段ボール箱を15箱置いた状態です。

2人分の飲料水を30日分備蓄する量	
2人分の飲料水を1人当たり1日3ℓを備蓄する日数	30日分
2人が必要な飲料水の量(ℓ)	180
飲料水2ℓ入りペットボトルの必要な本数(本)(2人分)	90
飲料水2ℓ入りペットボトルが6本入る段ボール箱の数量(箱)(2人分)	15
① 段ボール箱を平積みした場合のおよその床面積(m <sup>2</sup> )	0.9
畳1畳(江戸間)に占めるおよその割合(%)	60%
② 段ボール箱を2段に積んだ場合の1段目のおよその床面積(m <sup>2</sup> )	0.5
畳1畳(江戸間)に占めるおよその割合(%)	30%
参考：1段目の段ボール箱の数(箱)	8
2段目の段ボール箱の数(箱)	7

注：畳1畳(江戸間)の広さ：1.54m<sup>2</sup>(1.76m x 0.88m)

2人分の飲料水を30日分備蓄する量



#### 4. 水の備蓄を日頃からぜひ進めてください

- ・災害発生時には、自分の身は自分で守るのが第一です。1 ページで書いた内容などを参考にしながら備蓄を進めてください。
- ・備蓄をする時は、ローリングストック（日常備蓄）の考えを取り入れて、購入した新しい水を備蓄に回し以前に買った古い水から使って、日々の生活の一部に取り入れて下さい。

避難施設における主な応急給水栓使用ルールを参考に表示します。

##### 主な応急給水栓使用ルール(順不同)

- ★使用時間帯は、午前7時から午後7時までです。
- ★使用順序は先に並んだ順とします。割り込みは禁止です。
- ★応急給水栓は清潔に使用し、後の使用者が気持ちよく使用できるよう、特に使用後の清潔・整理・整頓をお願いします。
- ★使用後は必ず蛇口をきちんと閉めてください。
- ★本応急給水栓は飲料水を提供する水道です。この場所で以下の行為を禁止します。
  - ・顔、手足、頭、その他の身体を洗うこと
  - ・歯を磨くこと
  - ・タオル、雑巾、衣類、食べ物などを洗うこと
  - ・給水栓を汚すこと など
- ★給水栓に対する次の行為は危険ですので絶対に行わないでください。
  - ・給水栓に登ること
  - ・給水栓を蹴ること
  - ・給水栓を前後左右にゆすること
  - ・蛇口を外すこと
  - ・蛇口以外の箇所を触ること
  - ・給水栓の付近で遊ぶこと など
- ★本給水栓は自宅で避難している人も使用できますが、お住いの住所によって、使用できる給水栓が異なりますので、下記のルールにしたがって使用ください。
  - 1) 給水栓が中学校・小学校共に使用できる場合
    - ① 東玉川学園 1 丁目・2 丁目、成瀬台 1 丁目の住民は成瀬台中学校へ
    - ② 成瀬台 3 丁目・4 丁目の住民は成瀬台小学校へ
    - ③ 成瀬台 2 丁目の住民は、いずれかを利用ください
  - 2) 給水栓が中学校・小学校のどちらか一方しか使用できない場合は、使用できる方の給水栓で給水を行ってください
    - ① 東玉川学園 1 丁目・2 丁目、成瀬台 1 丁目の住民の給水日は、奇数日になります。
    - ② 成瀬台 3 丁目・4 丁目の住民の給水日は、偶数日になります。
    - ③ 成瀬台 2 丁目の住民の給水日は、奇数日、偶数日に問わず午後のみになります。
- ★給水制限について
  - ・公平を期すため、1 回当たりの給水量は 20ℓ までとします。
  - ・多くの方に利用いただくため、1 世帯当たり 1 日の給水回数は 1 回までとします。
- ★成瀬台小・中学校まで来られない方に代わって、代理の方が給水に来ることは可能です。

以上

【問い合わせ先】 本会報の内容についての疑問やご質問、ご意見などございましたら、下記メールアドレスまでご連絡ください。頂いた情報は今後の会報発行の参考にさせていただきます。

[info-tamanaru-hinan@jcom.zaq.ne.jp](mailto:info-tamanaru-hinan@jcom.zaq.ne.jp)